

## 第五章 実現化方策の検討

### 1. 協働によるまちづくりの推進

都市計画マスタープランに基づく都市整備の推進のためには、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たし、地域社会の協同体として連携しながらまちづくりに関わっていくことが必要である。そのためには、相互の役割を理解し、協力していくことが必要となる。

本計画の策定にあたっては、町内を7地域に区分し、それぞれ2回ずつの計14回にわたって住民ワークショップを開催した。今後、具体の都市計画を展開する場合においても住民参画を推進し、実効性のあるまちづくりを行うものとする。

#### (1) 住民の役割

住民はまちづくりの主役として、自らの生活の場であるまちを安全・快適・便利にし、次世代により良い環境を残す役割がある。住民は、まちづくりを主体的に進めていくため、自らまちづくりに積極的に参加して身近なまちを見直すとともに、より住み良いまちづくりの方法を住民相互の理解と協力により共に考え、実践していくことが求められる。

また、多くの住民がまちづくりに関わることができるよう、まちづくり情報の積極的な発信、シンポジウムや勉強会等の開催に努める。さらに、これら参加の機会を通して、地域の中心となる人材の掘り起こしを行うことが求められる。

#### (2) 事業者の役割

本町を生産や活動の場とする事業者は、まちづくりを担う地域社会の一員としての役割が要請される。地域における自らの企業活動の維持・発展を通じて、地域住民との協力のもとにまちづくりに積極的に貢献し、社会的役割を果たしていくことが求められる。

#### (3) 行政の役割

町は、住民に開かれた総合的で効率的なまちづくりを着実に展開していかなければならず、まちづくりの目標を実現するために必要な情報の公開、参加の場づくりなどの支援施策を積極的に進めるとともに、住民参加による各種事業の推進や住民主体のまちづくり活動への支援等を推進する。

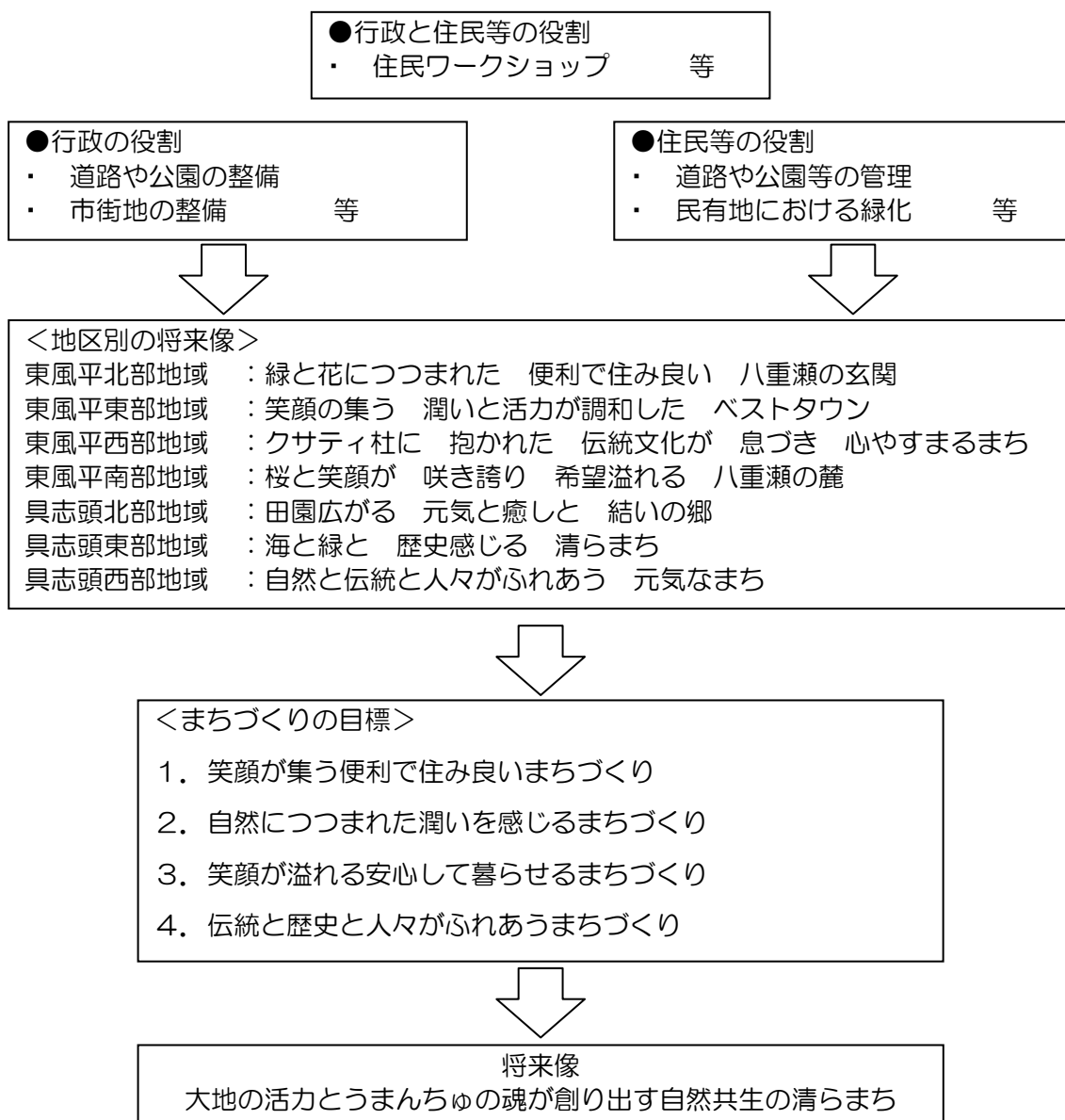
また、庁内での総合的かつ十分な相互調整とともに、国や県、近隣市町等との適正な連携・分担により、計画的・効率的な都市整備を進める。

## 2. 施策の展開

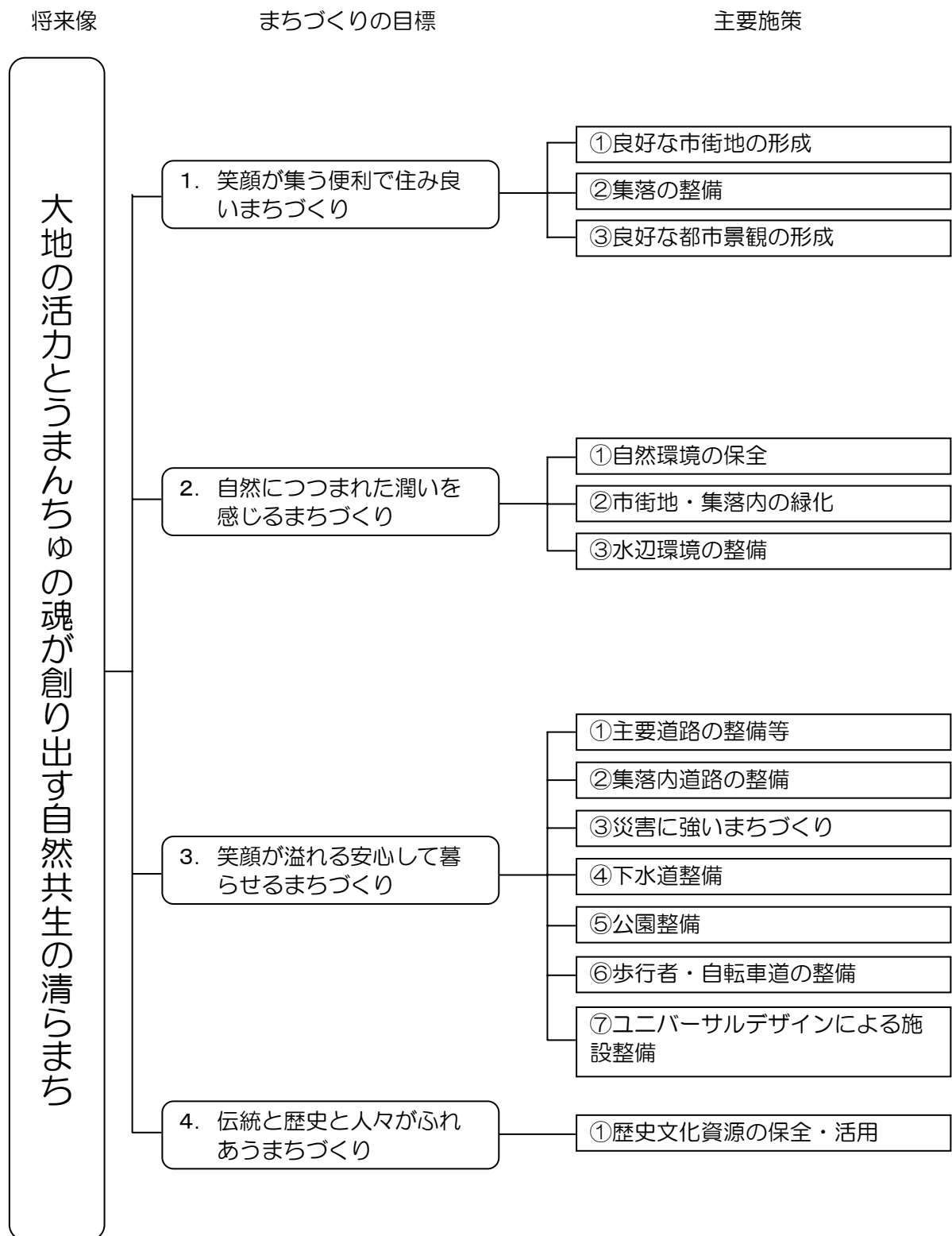
### (1) 将来像実現の体系

第一次八重瀬町総合計画で設定した将来像「大地の活力とうまんちゅの魂が創り出す自然共生の清らまち」実現のため、本計画では「笑顔が集う便利で住み良いまちづくり」「自然につつまれた潤いを感じるまちづくり」「笑顔が溢れる安心して暮らせるまちづくり」「伝統と歴史と人々がふれあうまちづくり」の4つをまちづくりの目標として設定し、さらに地区毎にまちの将来像を設定している。これを実現するには、住民等の役割、行政の役割をそれぞれが認識して、積極的にまちづくりを展開していくことが必要である。

#### ■将来像実現の体系



## (2) 施策の展開



## 1) 笑顔が集う便利で住み良いまちづくり

### ① 良好な市街地の形成

伊霸王土地区画整理区域、屋宜原土地区画整理区域、富盛田園土地区画整理区域においては、計画的な市街地整備が進められ、道路などの都市基盤が整っている。（伊霸王土地区画整理区域については整備中）今後は、緑化の促進や良好なまちなみ景観の創出などにより、各区域の良好な環境形成を促進していく。

伊霸王・屋宜原土地区画整理区域では、住宅や商業業務施設等の立地が進行している。また、タウンセンターゾーンでは、新庁舎の建設も検討されており、本町の新たな顔となる中心市街地の核としての整備を図る。

手法・制度等

- ・ 地区計画
  - ・ 緑地協定
  - ・ 街なみ環境整備事業
  - ・ 八重瀬町企業立地基本構想に基づく企業誘致
- 等

### ② 集落の整備

本町の集落では、都市計画法第34条11号の区域指定や非農用地における宅地整備が行われているが、必要に応じて地区計画を活用した良好な住環境の形成について検討を進める。

手法・制度等

- ・ 地区計画
  - ・ 街なみ環境整備事業
  - ・ 非農用地による宅地整備
- 等

### ③ 良好な都市景観の形成

既存市街地や新たに整備される市街地においては、良好な都市空間を形成するため、無電柱化など都市景観に配慮したまちづくりを推進する。

手法・制度等

- ・ 景観計画
  - ・ みどりの基本計画
  - ・ 街なみ環境整備事業
- 等

## 2) 自然につつまれた潤いを感じるまちづくり

### ① 自然環境の保全

白川小学校の背後にある斜面緑地や八重瀬岳の樹林地、沖縄戦跡国定公園内の樹林地等の自然緑地は、緑の軸として貴重な樹林地であるため保全及び育成に努める。

手法・制度等

- ・ 風致地区
  - ・ みどりの基本計画
  - ・ 景観計画
- 等

## ② 市街地・集落内の緑化

八重瀬町には、都市基盤が整備された住宅地やフクギ屋敷林等が残る昔ながらの集落等、多様な住宅地が存在しており、それぞれの地域特性に応じた住宅地のみどりづくりを進める。

主要道路を中心として歩道や中央分離帯等の街路樹の整備に努める。また、十分な緑化空間の確保が困難な道路については、拡幅整備に伴う歩道・街路樹の整備を検討する。なお、拡幅整備が困難な箇所については、住宅等のブロック塀を生垣化するなどの手法により潤いある道路空間の創出に努める。

地域参加型による多様な緑化手法を検討し、公共施設緑化を進める。また、民間施設については、それぞれの施設の特性に応じた緑化・維持を進める。

### 手法・制度等

- ・ 街路事業
- ・ 景観計画
- ・ みどりの基本計画
- ・ 緑地協定
- ・ 街なみ環境整備事業
- ・ 緑化ボランティアの育成
- ・ 緑化ボランティアに対する支援 等

## ③ 水辺環境の整備

八重瀬町の南側には良好な自然海岸が位置しているが、この地域は都市計画区域外であり、都市計画区域と比較して土地利用規制が緩い地域であるため、開発によって良好な自然海岸を失うことが懸念される。そのため、「八重瀬町自然環境及び観光資源保全条例」等を活用し、良好な自然海岸の保全に努める。

長堂川や饒波川、報得川、雄樋川などの河川は、本町の水の軸として貴重な水辺空間であるが、下水道整備や畜産排せつ物処理対策の遅れ等により水質の悪化が課題となっている。そのため、下水道整備による水質の向上や多自然川づくりによる住民の憩いの場となる親水空間づくりの検討を進める。

### 手法・制度等

- ・ 八重瀬町自然環境及び観光資源保全条例の活用
- ・ 下水道整備
- ・ ふるさとの川整備事業
- ・ 景観計画
- ・ みどりの基本計画
- ・ 家畜環境整備事業
- ・ 街なみ環境整備事業 等

### 3) 笑顔が溢れる安心して暮らせるまちづくり

#### ① 主要道路の整備等

国道 507 号や国道 331 号、那覇糸満線、糸満与那原線などの主要幹線道路や県道 52 号線や県道 15 号線等の幹線道路等については、本町と周辺市町とのネットワークを図り、住民の利便性向上に資する道路としての機能向上に努める。

手法・制度等 ・ 街路事業 等
--------------------

#### ② 集落内道路の整備

本町の集落内には狭隘道路がみられ、災害時には避難路としての機能が確保できないなど危険が懸念される。そのため、集落内道路の拡幅整備を検討し、避難路としての機能強化を図るとともに、緊急車両が通行しやすい道路の整備に努める。

手法・制度等 ・ 狭あい道路整備等促進事業 等
----------------------------

#### ③ 災害に強いまちづくり

台風や大雨、地震等による自然災害時における避難場所や避難ルート、避難誘導標識等の整備に努める。

手法・制度等 ・ 地域防災計画 ・ サイン整備事業 等
-----------------------------------

#### ④ 下水道整備

本町においては、個別の合併処理浄化槽や一部の地域において農業・漁業集落排水事業における生活排水処理対策が行われているが、生活環境の改善及び公共用水域の水質保全を図るため、「下水道事業整備基本構想」に基づいた下水道整備の検討を進める。

手法・制度等 ・ 公共下水道事業 ・ 農業集落排水事業・漁業集落排水事業 等
--

#### ⑤ 公園整備

未整備公園については、その整備を進めるものとし、公園緑地整備の目標面積 20 m<sup>2</sup>/人の確保を目指す。また、集落地域等における人口動向を踏まえて、身近な公園の整備について検討する。

手法・制度等 ・ 公園整備事業 ・ 街なみ環境整備事業 等
-------------------------------------

⑥ 歩行者・自転車道の整備

主要な道路等を中心に歩道整備、歩車共存道路の整備等により安全で快適な歩行者自転車ネットワークを整備に努める。

手法・制度等

- ・ 歩行者専用道路整備事業 等

⑦ ユニバーサルデザインによる施設整備

公共施設や商業施設などの不特定多数の人々が利用する施設においては、高齢者や障がい者を含めてすべての人々が利用しやすいユニバーサルデザインによる施設整備を推進する。

手法・制度等

- ・ 沖縄県福祉のまちづくり条例に即した整備 等

4) 伝統と歴史と人々がふれあうまちづくり

① 歴史文化資源の保全・活用

町内には、県指定文化財の「富盛の石彫大獅子」「当銘・小城の共有龕及び付属葬具一式」や町指定文化財の「世名城のガジュマル」をはじめとする歴史文化資源が点在している。しかしながら周辺整備が不十分で活用されていない箇所もあるので、今後は、これらの歴史文化資源を活かしたまちなみ景観形成や住民の憩い・交流空間の整備や観光資源としての活用を進めていく。

また、文化財が残る土地の多くは民有地であり、文化財保全の観点から町有財産化について検討を行う。

手法・制度等

- ・ 文化財指定
- ・ 景観計画
- ・ 誘導サインの整備
- ・ 文化財マップの作成
- ・ 街なみ環境整備事業 等

